事

件

事

故

緊

急

事

案

は

転車の飲酒運転は絶対ダメ!

令和6年11月1日道路交通法の改正

★違反者・自転車の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

★酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車も車と同じ車両です!

飲酒運転は故意犯です!

厳しい取締りを継続していきます。

北 警 察 署 052-981-0110 警察相談電話 #9110





飲んだら乗らない

【検挙情報】

※令和7年1月中(暫定数)

清水ブロック管内(清水交番・志賀交番)

自転車盗犯人 1名を検挙

















「被害少年相談電話」

犯罪、いじめ、児童虐待など少年の被害に関する相談は・

「少年サポートセンター名古屋」

TEL 0120-7867-70 TEL 052-764-1613

少年自身の悩みごとや、困りごと相談は・・

「ヤングテレホン」

TEL 052-764-1611

受付時間 月~金曜日(祝日、年末年始は除く)午前9時から午後5時まで